

に組組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仁昌寺祭典山車実行委員会規約第6条第5項の規定に基づき、仁昌寺祭典山車実行委員会（以下「委員会」という。）の山車の製作及び運行に必要な組織について定めるものとする。

(名称)

第2条 この組織は、に組と称する。

(役職)

第3条 組に次の役職を置き、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 頭取（組頭） 委員会委員長
- (2) 副頭取（副組頭） 委員会副委員長
- (3) 小頭 頭取が指名する者
- (4) 若者頭 頭取が指名する者
- (5) 相談役及び顧問 委員会相談役及び顧問の他頭取が必要と認める者

(職務)

第4条 前条に掲げる者の職務は次のとおりとする。

- (1) 頭取は、組を代表し、委員会の総会及び役員会の決定した方針に従い、組を総理する。
- (2) 副頭取は、頭取を補佐し、頭取に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 小頭は、頭取の指示を受けて、山車の製作及び運行を指揮する。
- (4) 若者頭は、小頭の指示を受けて、山車の製作及び運行の現場を統括する。
- (5) 相談役及び顧問は、山車の製作及び運行に関し助言する。

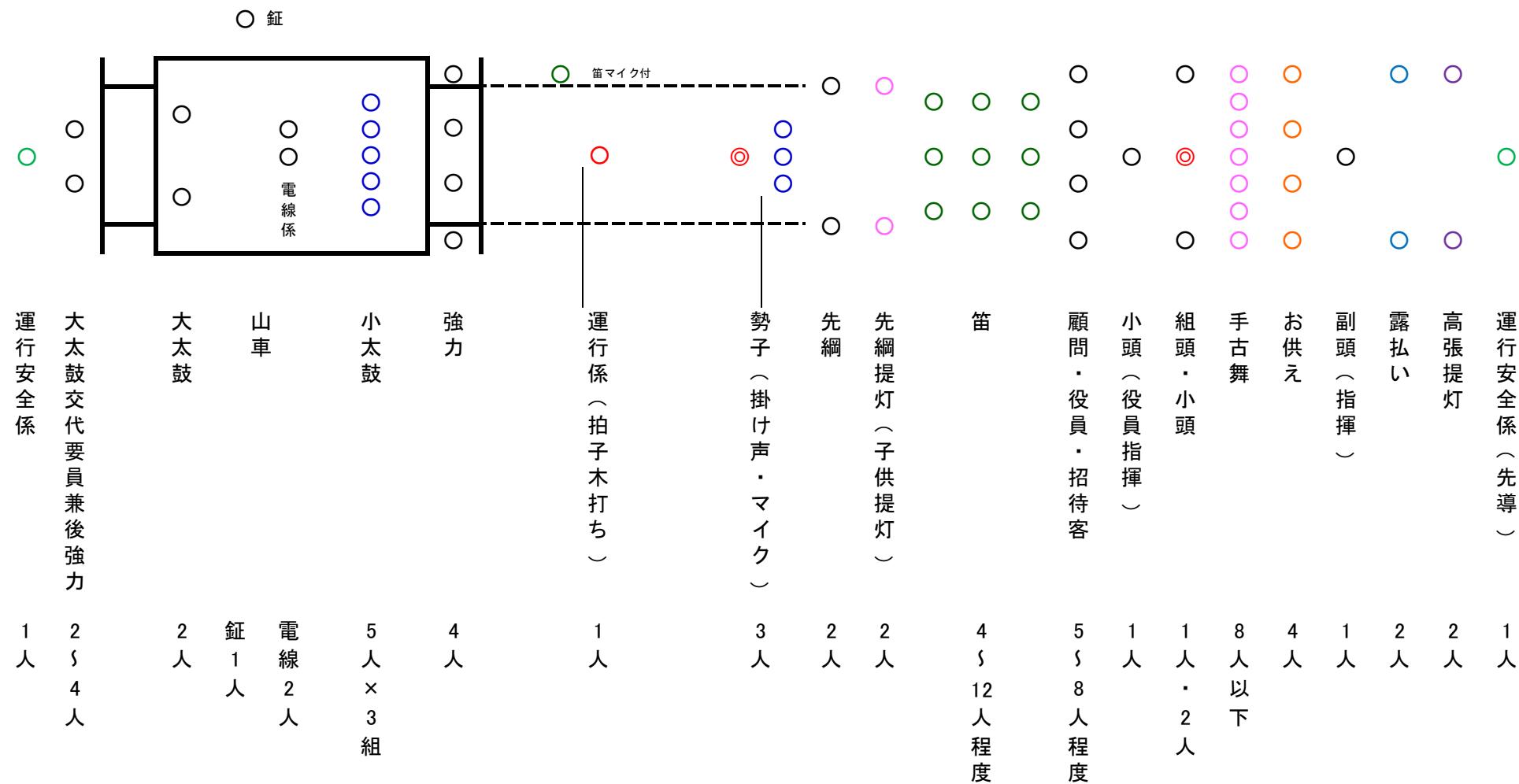
(雑則)

第5条 山車の製作及び運行に関し必要なことは、その都度役職員が協議して実施する。

附 則

この規程は、令和2年7月18日から施行する。

山車行列配置表



別記2

